

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は法と社会倫理に基づいて行動し、社会的使命と責任を果たすとともに、経営理念を実現し継続的な成長・発展を目指すためコーポレート・ガバナンスの充実が重要な課題であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ダンキン ブランズ インターナショナル ホールディングス リミテッド	4,174,000	43.27
株式会社不二家	4,174,000	43.27
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	29,500	0.30
フジ日本精糖株式会社	25,000	0.25
萬運輸株式会社	24,900	0.25
浦山詔雄	18,000	0.18
名古屋早苗	17,000	0.17
サーティワン従業員持株会	13,200	0.13
アルファフーズ株式会社	11,000	0.11
青野和雄	10,000	0.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	食料品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
櫻井康文	他の会社の出身者							○				
飯島幹雄	他の会社の出身者											
ビル・ミッチェル	他の会社の出身者							○				
ポール・レイニツシュ	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
櫻井康文		株式会社 不二家 代表取締役社長	経営者としての豊富な経験と幅広い見識があるため。
飯島幹雄		山崎製パン 株式会社 専務取締役	ベーカリーチェーンの展開を通じて得た幅広い知識、経験があるため。
ビル・ミッチェル		ダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナッツ&バスキン・ロビンス インターナショナル社長	世界規模で展開するダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナッツ&バスキン・ロビンス インターナショナルの最高責任者であり、グローバルな視点・見識から当社事業の全般に助言をいただくため。
ポール・レイニツシュ		ダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナッツ&バスキン・ロビンス アジアパシフィック副社長	ダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナッツ&バスキン・ロビンス アジアパシフィックの責任者であり、又大手飲食チェーンのマーケティング業務を通じて得た経験から当社事業の全般に助言をいただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人との間の会合は継続的に実施され、会社経営者も含めた定期的な会合は年7回実施されております。その内容については、監査計画や四半期レビュー及び決算監査報告、内部統制監査計画及び報告等であります。
監査役は内部監査部門(監査室)が内部統制、債権管理、業務活動を法令や社内規程等に基づき適切に行っているかチェックすると共に、改善に向けた行動の状況について定期的に報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋健一	公認会計士													
山田幸太郎	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋健一	○	独立役員に指定しています	公認会計士として豊富な知識がある
山田幸太郎	○	独立役員に指定しています	公認会計士として豊富な知識がある

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は現時点においては、ストックオプションの付与は行っておらず、株主総会で承認された役員報酬額内で、業績を踏まえた役員報酬を決定することとしております。今後につきましては、当社の経営環境等を総合的に勘案し検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役を支払った報酬55,500千円(社外取締役4名については、報酬は支払っておりません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は株主総会の決議により取締役及び監査役の報酬総額の限度額を決定し、各取締役の報酬は、役員報酬検討会議において、経営内容、経済情勢、従業員給与とのバランス等を勘案して限度額の範囲内で、各監査役の報酬は監査役の協議により限度額の範囲内で決定しております。また、退職慰労金は内規に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

専任の担当者は設置していませんが、社外取締役ににつきましては総務人事部、経営管理部が、社外監査役については総務人事部、監査室がサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は監査役会設置会社であります。社外監査役2名を含む3名の監査役体制で臨むとともに、監査役は取締役会や重要な事項を検討する会議に出席するほか、会社の業務や財政状況の調査、妥当性、適法性などの監査を行っております。また、会計監査人と定期的に意見交換を行い、連携を図ることで適正な監査を行っております。

取締役会は年6回乃至7回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について討議と決議を行っております。また、常勤取締役に由る経営会議を毎週開催し、取締役会で決議された事項等について、実行計画の討議と決議を行っております。また、執行役員は取締役会や経営会議の決議に基づき、業務執行の責任者としてその実行の任にあっております。

内部監査実施のため、社長直轄の組織として監査室(2名)を設置しております。監査室は監査計画のもと、業務活動が法令や社内規定等に基づき適切に行われているかをチェックし、業務等の改善に向けた活動を行っております。

会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤真美氏であり、PwCあらた監査法人に所属しております。

継続監査年数については、5年以内であります。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他4名で構成されています。

なお、独立役員に関して2名の社外監査役を指定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要であると考えております。

当社の事業規模等において、現行の体制が経営の健全性、公正性及び透明性を維持し、法令遵守、社内ルールの徹底、的確かつ迅速な意志決定、効率的な業務執行、監査機能の強化や全社的なコンプライアンス体制の強化が実現できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の株主総会開催日2016年3月18日(金)に対して2016年2月24日(水)に招集通知を発送いたしました。又招集通知発送に先立つ2016年2月17日(水)にTDnetによる開示を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の株主総会日程は2016年3月18日(金)といたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに、決算情報配信サービスを導入し、タイムリーな開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しましては、経営企画室が担当し、IR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2005年度策定の「行動規範及び行動指針」において、取引業者との公明正大な取引を行う事を宣言すると共に当社フランチャイジーへのインセンティブや各種援助規程を設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2006年10月に取得した環境マネジメントシステムISO14001に基づき、富士小山工場、本社、各営業所、直営店における環境負荷低減、循環型社会の実現と社会の継続的発展に貢献すべく活動してはりましたが、当該活動における環境活動の仕組みが社内において一定程度構築されましたので、2015年3月末日をもって、当該認証を返上いたしました。しかしながら、環境マネジメントシステムISO14001で培った環境保全活動は引き続き継続し、当社独自の環境保全活動に取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時情報開示を証券取引所及び当社ホームページで行うと共に、開かれた株主総会の実行を目指しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本方針を2006年5月17日の取締役会にて決議し、(2015年4月24日に一部改定)以下の通り体制を整備しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

2005年1月19日制定の当社「行動規範及び行動指針」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を役員、従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、各部門の長をコンプライアンス責任者とし、これら責任者で構成するコンプライアンス委員会を設置します。コンプライアンス委員会は社長を統括責任者とし、コンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努め、その対策を具体化します。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総務人事部長および顧問弁護士を窓口とするヘルプライン(内部通報制度)を設置・運営します。なお、従業員のヘルプラインへの情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行なわないものとしします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 会社の重要な意思決定は、株主総会、取締役会、経営会議および稟議によって行われ、その議事録および稟議書は、法律および「文書管理規程」に従い、所定の期間保存をします。
(2) 会社のその他の意思決定についても必ず文書化、議事録を作成し、法令保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存します。定めのない情報については、各部門、部署の管理責任者が保存の要否および期間を定め対応することとします。
(3) 取締役および監査役がこれらの議事録、稟議書および各文書の閲覧を要請した場合は、すみやかに閲覧できるように管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理規程を作成し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれの担当部門がリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組みます。総務人事部においては組織横断的リスク状況の監視及び全社対応を行います。新たに生じたリスクについては、社長がすみやかに担当部門を定め対応します。

(1) リスクの発生および行動規範に反する行為が認められたときは、部門長、総務人事部長、監査室等、社内関連部門のいずれかに相談・報告します。
(2) 監査室は、各種規程に沿った対応が行われているかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告します。また、合わせて経営会議にも報告を行います。
(3) 関連部門はコンプライアンス委員会に報告・協議の上、関係者への連絡・連携・対策については「リスク管理規程」および「危機管理マニュアル」に則り行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会において中期経営計画を策定し、各年度毎の取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な計画を毎年1月の政策発表会で発表し、浸透を図ります。また、取締役会、経営会議、定期的な部長会議、部門会議等でその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図ります。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役は、監査室の職員に監査業務に必要な事項を命ずることができ、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし監査役の当該職員に対する指示が確実に実行されるようこれを確保します。また、当該職員の人事異動、人事評価等については、監査役と協議するものとしします。

6. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、すみやかに監査役に報告します。また取締役および従業員は、法令違反、定款違反、不正行為等全社的に重大な影響を及ぼす事項並びに業務執行の状況および結果について監査役に報告します。なお、従業員の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行なわないものとしします。
取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等との連携を図れる環境を保障し、その費用は会社が負担するものとしします。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。当社は総務人事部において、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を図ります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 適時開示の基本方針について

当社は、株主及び一般投資家に対し、当社株式への投資判断に有効な会社情報を、会社法、金融商品取引法、その他法令および証券取引所規則に従い適時適切に開示することを基本方針としております。

2. 適時開示の社内体制について

当社では、会社情報を(1)発生事実、(2)決定事実、(3)決算情報に区分して管理し、報告・承認・開示する体制としております。

3. 会社情報の開示について

(1)発生事実

重要な発生事実は、各部署の責任者から情報開示担当役員に報告され、経営管理部、総務人事部およびその他該当案件担当部署でその適時開示の要否を検討しております。開示対象となる発生事実は、経営会議に報告するとともに直ちに開示手続きを行っております。なお、開示した重要な発生事実は取締役会へ報告いたします。

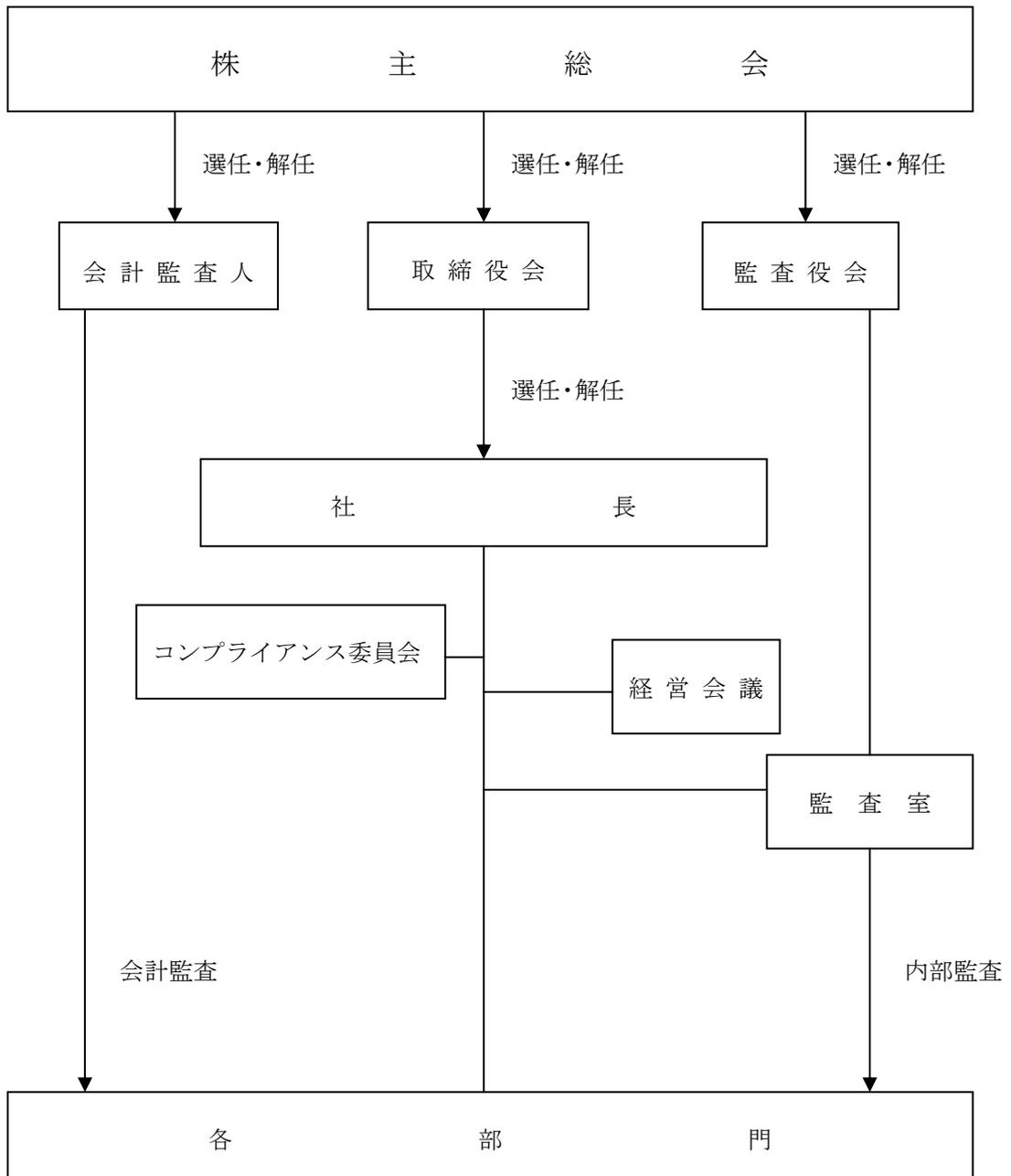
(2)決定事実

重要な決定事実は、取締役会の決議に基づき決定されております。取締役会に付議される決定事実は、経営会議において事前に検討しております。開示対象となる決定事実は、決議がなされた取締役会終了後直ちに開示手続きを行っております。

(3)決算情報

決算情報の内容は、取締役会の承認に基づき決定されております。取締役会で決定される決算情報の内容は、管理本部からの報告に基づき経営会議において事前に検討しております。開示対象となる決算情報は、承認がなされた取締役会終了後直ちに開示手続きを行っております。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

